

令和6年(ハ)第 号損害賠償請求事件

原告

被告 ENEOS株式会社

# 被告準備書面(3)

令和6年7月25日

東京簡易裁判所民事第5室6係B 御中

被告訴訟代理人

(本件連絡担当)(直

# 目 次

第1 緒  言4
第2 原告第2準備書面第1(原告の主張)に対する認否4
1 第1の1 (行動基準及び本件規程の解釈について)(3頁以下)について4
(1) 第1の1(1)(行動基準は…拠り所となるものであること)(3頁以
下) について4
(2) 第1の1(2)(「事実に基づき、正確に、遺漏なく」…対象であるこ
と) (4頁) について4
(3) 第1の1(3)(被告は、…通知をする義務があること)(5頁)につい
て4
(4) 第2の1(4)(被告は、…実行する義務があること)(6頁)について…5
2 第1の2 (通報情報に関する事実について) (7頁以下) について6
(1) 第1の2柱書(「本件通報、追加情報」以下)(7頁)について6
(2) 第1の2(1)(通報情報及びこれに対する調査補助者の応答)(7頁以
下) について
(3) 第1の2(2)(事実A 原告が本件支払手続をした行為)(9頁以下)に
ついて
(4) 第1の2(3)(事実B 上司Aが還付手続で対応する旨を説明した行
為) (10頁以下) について
(5) 第1の2(4)(事実C 豪州子会社が金銭の流れが判然としない金銭を
送金した行為) (11頁) について8
3 第1の3 (被告の行動基準及び本件規程に違反する行為について)(12
頁以下)について10
(1) 第1の3柱書(「本件通報、追加通報及び」以下)(12頁)について.10
(2) 第1の3(1)(被告が、…把握していたこと)(13頁以下)について.10
(3) 第1の3(2)(被告が、…通知したこと)(14頁以下)について1

(4) 第1の3(3)(違反A…伏せた行為)(15頁以下)について	12
(5) 第1の3(4)(違反B…通知した行為)(17頁以下)につい	って 12
(6) 第1の3(5)(違反C…実行しなかった行為)(18頁以下)	について.13
4 第1の4 (原告が…被った精神的損害) (19頁以下) について	τ14
(1) 第1の4(1)(被告の行動基準違反及び本件規程違反)(1	9 頁以下)
について	14
(2) 第1の4(2)(業務プロセスがかかわるトラブルに関する状	<b></b> (20
頁以下) について	15
(3) 第1の4(3) (原告が被った精神的損害) (21頁) について	17
5 第1の5 (まとめ) (22頁) について	18
6 第1の6 (本件訴訟における原告の主張は許される)(22頁	以下)につ
いて	18
(1) 第1の6(1)(既判力が…当たらない)(22頁以下)につい	って18
(2) 第1の6(2)(本件訴訟における…許される)(24頁以下)	について.19
第3 原告第2準備書面第2による「補正」後の原告の主張に対する認	图21

#### 第1 緒 言

本書に用いる用語の意味は、本書に別段の定義のない限り、被告の令和6年5月23日付の「被告準備書面(2)」(以下「被告準備書面(2)」という。)までの被告の主張書面に定義するところによる。

### 第2 原告第2準備書面第1 (原告の主張) に対する認否

原告の令和6年7月19日付の「原告第2準備書面」(以下「**原告第2準備書面**」という。)の第1(原告の主張)(3頁以下)における原告の主張に対する被告の認否は、以下のとおりである。

- 1 第1の1(行動基準及び本件規程の解釈について)(3頁以下)について
- (1) 第1の1(1)(行動基準は…拠り所となるものであること)(3頁以下)について

認める。

- (2) 第1の1(2)(「事実に基づき、正確に、遺漏なく」…対象であること)(4頁) について 認める。
- (3) 第1の1(3) (被告は、…通知をする義務があること) (5頁) について
  - ア 第1の1(3)ア(「本件規程3.6(1)に」以下)(5頁)について 認める。

- イ 第1の1(3)イ(「すなわち」以下)(5頁)について 認める。
- ウ 第1の1(3)ウ(「従業員の」以下)(5頁)について 争う。
- エ 第1の1(3)エ (「以上のとおり」以下) (5頁) について

本件規程3.6(1)に定める通知の内容が、正当であることはもちろんのこと、行動基準第11項(3)に定める「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成された情報であることが求められることについては、認めるが、その余については、争う。

本件規程3.6(1)の文言からも明らかなとおり、本件規程3.6(1)は、調査終了時の「法務部長」の職務を定めているのであって、法人たる「被告」の「義務」を定めているのではない。

- (4) 第2の1(4) (被告は、…実行する義務があること) (6頁) について
  - ア 第2の1(4)ア(「本件規程3.5に」以下)(6頁)について 認める。
  - イ 第2の1(4)イ(「すなわち」以下)(6頁) について 認める。
  - ウ 第2の1(4)ウ(「従業員の」以下)(6頁)について 争う。

エ 第2の1(4)エ (「以上のとおり」以下) (6頁) について

本件規程3.5に定める是正措置及び再発防止策等の内容が、正当であることはもちろんのこと、行動基準第11項(3)に定める「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成された情報であることが求められることについては、認めるが、その余については、争う。

本件規程3.5の文言からも明らかなとおり、本件規程3.5は、「対応者」、 すなわち「法務部長およびコンプライアンス責任者」(本件規程3.4(2))の 職務を定めているのであって、法人たる「被告」の「義務」を定めているの ではない。

- 2 第1の2 (通報情報に関する事実について) (7頁以下) について
- (1)第1の2柱書(「本件通報、追加情報」以下)(7頁) について 特に争わない。
- (2) 第1の2(1) (通報情報及びこれに対する調査補助者の応答) (7頁以下) について
  - ア 第1の2(1)ア(「原告が平成28年9月14日」以下)(7頁) について 認める。
  - イ 第1の2(1)イ(「原告は」以下)(7頁)について

原告が本件通報にあたって通報用フォームの「法令等違反を行った者・部署等」の欄を空欄にしたことは、認めるが、その余は、不知である。

- ウ 第1の2(1)ウ(「また」以下)(7頁以下)について 認める。
- エ 第1の2(1)エ(「原告が、調査補助者に対する」以下)(8頁)について 認める。
- オ 第1の2(1)オ(「調査補助者が」以下)(8頁以下)について 認める。
- (3) 第1の2(2)(事実A 原告が本件支払手続をした行為)(9頁以下)について 争う。

原告が原告のいう「本件支払手続」をした行為は、本件通報に係る調査の結果、コンプライアンス違反ではない(法令等に違反するものではない)と結論づけられたものである(乙第3号証・乙第10号証・乙第11号証)。

よって、答弁書にも述べたとおり(注1)、本件通報に関する調査結果は、「法令等に違反する事実が確認された場合」又は「法令等に違反するおそれのある事実が確認された場合」のいずれでもなかったのであるから、本件通報について、本件規程3.6(1)イ及びウに基づく通知は必要でない。

- (4) 第1の2(3)(事実B 上司Aが還付手続で対応する旨を説明した行為)(10頁 以下)について
  - ア 第1の2(3)ア(「上司Aは」以下)(10頁) について 認める。

注1 答弁書第3の5 (12頁以下)

- イ 第1の2(3)イ(「しかし」以下)(10頁) について 否認する。
- ウ 第1の2(3)ウ(「また、被告においては、本件調査報告1」以下)(10頁) について

否認する。

エ 第1の2(3)エ(「また、被告においては、上記アの」以下)(10頁) について

認める。

オ 第1の2(3)オ (「上司Aが」以下) (10頁) について 争う。

上司Aが還付手続で対応する旨を説明した行為は、追加通報に係る調査の結果、「不正行為等には該当しない」「対応に懈怠は認められなかった」と結論づけられたものである(乙第12号証[7頁])。

カ 第1の2(3)カ(「以上のとおり」以下)(10頁以下) について 争う。

追加通報に関する調査結果も、「法令等に違反する事実が確認された場合」 又は「法令等に違反するおそれのある事実が確認された場合」のいずれでも なかったのであるから、上司Aが還付手続で対応する旨を説明した行為は、 本件規程3.5又は行動基準第14項(3)に定める是正措置及び再発防止策の 実行は必要でない。

(5) 第1の2(4) (事実C 豪州子会社が金銭の流れが判然としない金銭を送金した

#### 行為)(11頁)について

- ア 第1の2(4)ア(「豪州子会社が」以下)(11頁)について 認める。
- イ 第1の2(4)イ(「被告においては」以下)(11頁)について 認める。
- ウ 第1の2(4)ウ(「要するに」以下)(11頁)について 認める。
- エ 第1の2(4)エ(「本件部長報告は」以下)(11頁)について 原告のいう「本件部長報告」のみでは「判然としない」という限度で、認 める。
- オ 第1の2(4)オ (「そのため」以下) (12頁) について 否認する。
- カ 第1の2(4)カ(「要するに」以下)(12頁)について 否認する。
- キ 第1の2(4)キ(「豪州子会社が」以下)(12頁) について 事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。
- ク 第1の2(4)ク(「以上のとおり」以下)(12頁) について 争う。

- 3 第1の3 (被告の行動基準及び本件規程に違反する行為について) (12頁以下) について
- (1)第1の3柱書(「本件通報、追加通報及び」以下)(12頁)について 争う。
- (2) 第1の3(1) (被告が、…把握していたこと) (13頁以下) について
  - ア 第1の3(1)ア(「被告が」以下)(13頁)について 認める。
  - イ 第1の3(1)イ(「本件調査対応協議の後」以下(13頁)について 認める。
  - ウ 第1の3(1)ウ(「要するに」以下)(13頁)について 認める。
  - エ 第1の3(1)エ(「被告と本件豪州企業との間で」以下)(13頁)について 認める。
  - オ 第1の3(1)オ(「契約終了日が」以下)(13頁)について 認める。
  - カ 第1の3(1)カ (「そのため」以下) (13頁以下) について 認める。

- キ 第1の3(1)キ(「以上のとおり」以下)(14頁)について 否認する。
- ク 第1の3(1)ク(「本件規程1.2(1)に」以下)(14頁)について 否認する。
- ケ 第1の3(1)ケ(「少なくとも」以下)(14頁) について 否認する。
- (3) 第1の3(2) (被告が、…通知したこと) (14頁以下) について
  - ア 第1の3(2)ア(「本件内部通報制度の目的は」以下)(14頁以下)について本件内部通報制度の目的が、被告等における法令等に違反する行為又は違反するおそれのある行為を早期に是正することであることについては、認めるが、その余については、争う。
  - イ 第1の3(2)イ(「ところが」以下)(15頁)について 認める。
  - ウ 第1の3(2)ウ(「上記イのとおり」以下)(15頁) について 否認する。
  - エ 第1の3(2)エ(「原告に対して」以下)(15頁)について 事実上の主張については否認し、法律上の主張については争う。

- (4) 第1の3(3)(違反A…伏せた行為)(15頁以下)について
  - ア 第1の3(3)ア(「調査補助者は」以下)(15頁以下)について 認める。
  - イ 第1の3(3)イ(「また、調査補助者は、原告の質問に」以下)(16頁)について 認める。
  - ウ 第1の3(3)ウ(「また、調査補助者は、原告に対して」以下)(16頁)について 認める。
  - エ 第1の3(3)エ(「しかし」以下)(16頁)について 否認する。
  - オ 第1の3(3)オ (「要するに」以下) (16頁) について 否認する。
  - カ 第1の3(3)カ (「以上により」以下) (16頁以下) について 争う。
- (5) 第1の3(4) (違反B…通知した行為) (17頁以下) について
  - ア 第1の3(4)ア (「本件部長報告は」以下) (17頁) について 認める。

- イ 第1の3(4)イ(「要するに」以下)(17頁)について 認める。
- ウ 第1の3(4)ウ(「なお」以下)(17頁)について 否認する。
- エ 第1の3(4)エ(「本件部長報告は、『過年度」以下)(17頁)について 原告のいう「本件部長報告」のみでは「判然としない」という限度で、認 める。
- オ 第1の3(4)オ (「そのため、本件部長報告の」以下)(17頁)について 事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。
- カ 第1の3(4)カ (「また」以下) (18頁) について 否認する。
- キ 第1の3(4)キ(「そのため、この点についても」以下(18頁)について 事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。
- ク 第1の3(4)ク(「以上により」以下)(18頁)について 争う。
- (6) 第1の3(5) (違反 C…実行しなかった行為) (18頁以下) について
  - ア 第1の3(5)ア(「被告は」以下)(18頁)について 否認する。

- イ 第1の3(5)イ(「ところが」以下)(18頁)について 否認する。
- ウ 第1の3(5)ウ (「被告において」以下) (18頁以下) について 一般論としては認める。
- エ 第1の3(5)エ(「以上により」以下)(19頁) について 争う。
- 4 第1の4 (原告が…被った精神的損害) (19頁以下) について
- (1) 第1の4(1)(被告の行動基準違反及び本件規程違反)(19頁以下)について
  - ア 第1の4(1)ア (「被告は」以下) (19頁) について
    - (ア) 第1段落(「被告は」以下)(19頁)について

事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

本件規程3.6(1)の文言からも明らかなとおり、本件規程3.6(1)は、 調査終了時の「法務部長」の職務を定めているのであって、法人たる「被 告」の「義務」を定めているのではない。

本件規程3.5の文言からも明らかなとおり、本件規程3.5も、「対応者」、すなわち「法務部長およびコンプライアンス責任者」(本件規程3.4 (2))の職務を定めているのであって、法人たる「被告」の「義務」を定めているのではない。

行動基準の文言からも明らかなとおり、行動基準も、「ENEOSグループで働く私たち」、すなわち被告を含むENEOSグループの役員及び従業

員の義務を定めているのであって、法人たる「被告」の「義務」を定めているのではない。

- (イ) 第2段落(「かつ」以下)(19頁)について 認める。
- イ 第1の4(1)イ(「ところが」以下)(19頁)について 争う。
- ウ 第1の4(1)ウ(「以上により」以下)(19頁以下)について 争う。
- (2) 第1の4(2) (業務プロセスがかかわるトラブルに関する状況) (20頁以下) について
  - ア 第1の4(2)ア(「債権回収業務の」以下)(20頁)について
    - (ア)第1段落(「債権回収業務の」以下)(20頁)について 一般論としては認める。
    - (イ) 第2段落(「原告が債権回収業務を」以下)(20頁)について

原告が被告のSI推進事業部SI品質保証グループに所属していた平成23年度(2011年度)に、原告の担当していた債権回収業務において、多額(多数)の債権未回収というトラブルが発生したことについては、認めるが、その余については、否認する。

- イ 第1の4(2)イ(「多数の債権未回収が」以下)(20頁)について 一般論としては認める。
- ウ 第1の4(2)ウ(「しかし」以下)(20頁)について

被告における平成23年度(2011年度)を評価対象期間とする原告の人事評価において、能力評価における「上司コメント」として、原告が「債権回収業務において催促を怠り多数の回収漏れを発生させた」とのコメントがあったこと、当該人事評価における原告の能力評価において、評価項目のすべてがe評価のゼロ点であったこと、当該人事評価における原告の実績評価において、評価項目のすべてがd評価の1点であったことは、いずれも認めるが、その余は、否認する。

- エ 第1の4(2)エ(「上記ウの」以下)(20頁) について 認める。
- オ 第1の4(2)オ (「上記エの」以下) (20頁) について 不知である。
- カ 第1の4(2)カ(「上記オに」以下)(21頁)について 不知である。
- キ 第1の4(2)キ(「以上のとおり」以下)(21頁)について 否認する。
- ク 第1の4(2)ク(「さらに」以下)(21頁)について 否認する。

- (3) 第1の4(3) (原告が被った精神的損害) (21頁) について
  - ア 第1の4(3)ア(「経費支払業務の際に請求内容の」以下)(21頁)について
    - (ア)第1段落(「経費支払業務の際に請求内容の」以下)(21頁)について 一般論としては認める。
    - (イ) 第2段落(「原告が上司Aに対して」以下)(21頁)について 否認する。
    - (ウ) 第3段落(「経費支払い業務の際に契約内容を」以下)(21頁)について 否認する。
  - イ 第1の4(3)イ (「上記(2)で」以下) (21頁以下) について 否認する。
  - ウ 第1の4(3)ウ(「さらに」以下)(22頁)について 否認する。
  - エ 第1の4(3)エ(「以上の状況のなか」以下)(22頁)について 争う。
  - オ 第1の4(3)オ (「原告は」以下) (22頁) について 事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

- 5 第1の5 (まとめ) (22頁) について 争う。
- 6 第1の6 (本件訴訟における原告の主張は許される)(22頁以下)について
- (1) 第1の6(1) (既判力が…当たらない) (22頁以下) について
  - ア 第1の6(1)ア(「前回訴訟における」以下)(22頁)について 概ね認める。
  - イ 第1の6(1)イ(「一方で」以下)(22頁以下)について

本件訴訟における原告の主張の要約であると思われるため、特に認否はしない。

ただし、原告は、請求原因事実として、訴状においては「被告に本件規程3.6(1)イ又は同ウの違反が存在する」(注2)と主張し、原告第1準備書面でも「被告に本件規程3.6(1)イ又はウに定める事項を通知しなかったことについての本件規程違反が存在する」(注3)と主張していたのであるから、原告が原告第2準備書面において行動基準第1項(1)、同第11項(3)、同第12項(3)、同第14項(3)及び本件規程3.5の違反を主張する部分は、新たに請求原因事実を追加するものである。

これは、前回訴訟の訴訟物と本件訴訟の訴訟物が同一ではないという原告 の立場からすると、訴えの追加的変更(民事訴訟法第143条)になるはず である。

注2 訴状第2の5(2)オ(13頁)

注3 原告第1準備書面第2の2(5)(21頁)

また、前回訴訟の訴訟物と本件訴訟の訴訟物が同一であるという被告の立場からすると、同一の信義則上の義務の違反の評価根拠事実を新たに追加するものであり、弁論終結の直前になって攻撃方法を追加的に提出するものであるから、時機に遅れた攻撃防御方法として却下されるべきである(民事訴訟法第157条第1項)。

- ウ 第1の6(1)ウ(「したがって」以下)(23頁)について 争う。
- エ 第1の6(1)エ(「また、被告が」以下)(23頁)について 争う。
- オ 第1の6(1)オ(「また、原告が」以下)(23頁以下)について 争う。
- カ 第1の6(1)カ (「よって」以下) (24頁) について 争う。
- (2) 第1の6(2) (本件訴訟における…許される) (24頁以下) について
  - ア 第1の6(2)ア(「まず」以下)(24頁)について 争う。
  - イ 第1の6(2)イ(「この点をおくとしても」以下)(24頁)について 事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

- ウ 第1の6(2)ウ(「調査補助者は、原告に対して」以下)(24頁)について 認める。
- エ 第1の6(2)エ(「『実際には」以下)(24頁)について 否認する。
- オ 第1の6(2)オ(「調査補助者は、令和元年」以下)(24頁以下)について 認める。
- カ 第1の6(2)カ (「原告は」以下) (25頁) について

原告が、前回訴訟において、「調査をせず、あるいは不十分であったこと」 等について信義則上の義務違反の存在を主張したことについては、認める が、その余については、不知である。

- キ 第1の6(2)キ(「被告が」以下)(25頁)について 認める。
- 夕 第1の6(2)ク(「原告が前回訴訟を」以下)(25頁)について
  原告が前回訴訟を提起する前に甲第21号証における調査補助者による通知の内容を分析できたことは、認めるが、その余は、否認する。
- ケ 第1の6(2)ケ(「被告訴訟代理人が」以下)(25頁)について

被告訴訟代理人が令和3年8月31日に原告に対して伝えた内容については、概ね認めるが、その余については、否認する。

- コ 第1の6(2)コ(「なお」以下)(25頁以下)について 不知である。
- サ 第1の6(2)サ (「前回訴訟の過程において」以下) (26頁) について 認める。
- ス 第1の6(2)ス(「よって」以下)(26頁)について 争う。

## 第3 原告第2準備書面第2による「補正」後の原告の主張に対する認否

原告は、原告第2準備書面の第2(被告準備書面(2)の第2に対する認否)(26頁以下)の中で、原告第1準備書面における原告の主張の一部を「部分的に補正」しているが、被告準備書面(2)における被告の認否及び主張に変更はない。

以上